

施策	補助金名	事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件	必要書類
			(いずれか低い方の金額で1,000円未満の端数は切り捨て)				
U ー タ ー ン 支 援	①短期滞在費補助	宿泊費 レンタカー使用料金	2千円/1泊/1人 以内 2千円/1日/1グループ 以内	1/2	移住希望者	・2泊以上14泊以内 ・1申請につき3人分を限度(原則同一世帯者に限る) ・滞在の1週間前までに申請すること ・毎日移住を目的とする活動を行うこと ・宿泊料金のみ対象(追加の料理、酒類、及びサービス料金を除く) ・1会計年度に1回のみ可 ・活動をする際に利用するレンタカー、タクシー等の使用料金が対象 ・滞在期間中に市職員との面談が必要	●事前申請(※滞在の1週間前までに提出するもの) ☐ 申請書 ☐ 𠵽岐市Uターン促進短期滞在事業移住活動計画書 ☐ 𠵽岐市Uターン促進短期滞在費補助金計算書 ☐ 活動予定表 ☐ 住民票(現住所地のもの) ※申請者全員分 ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※申請者全員分 ☐ 誓約書
	②移住者住宅取得	(1)新築住宅取得 (土地の購入を含む)	250万円 以内	1/10	移住者 (Uターン者含む)	・転入日から5年以内に取得した住宅(転入前に取得した住宅も含む) ・住宅を取得した日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上𠵽岐市外に居住していた方 ・今後5年以上𠵽岐市に定住を誓約できる方 ・自己の居住の用に要するために新たに建築物を取得した方 ・相続または贈与等の取得対価を伴わない事由で取得した方を除く ・申請時に公務員である者及びその同居する親族は対象外 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方	☐ 𠵽岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 戸籍の附票 (世帯全員分の転入前市外に継続して3年以上住民基本台帳に記録があったことが確認できる書類) ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※転入後の世帯全員分 ☐ 工事請負契約書または売買契約書等(住宅改修等に要した経費を明らかにできる書類)の写し ☐ 領収書またはこれに準ずる書類等(取得に係る経費の支払いが証明できる書類)の写し ☐ 登記事項証明書または(建築基準法に基づく)検査済証の写し(取得した住宅と土地に係るもの) ☐ 誓約書 ☐ 𠵽岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書 ☐ 通帳の写し(口座番号が分かる部分)
		(2)中古住宅 (土地の購入を含む)	100万円 以内	1/5		・転入日から5年以内に引き渡しを受けた住宅 (転入前に引き渡しを受けた住宅も含む) ・𠵽岐市の空き家バンク以外の物件でも可 ・住宅の引き渡しを受けた日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上𠵽岐市外に居住していた方 ・今後5年以上𠵽岐市に定住を誓約できる方 ・過去に人の居住の用に供されていた築10年以上の物件 ・申請時に公務員である者及びその同居する親族は対象外 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方	
		(3)改修・家財道具の 撤去費用	100万円 以内 (中古住宅取得と併用の 場合、合算して上限100 万円。) (子育て世帯は、中学生 以下の子供1人あたり20 万円を加算。ただし加算 上限100万円、5人まで)	1/2		・転入日から5年以内に引き渡しを受けた住宅 (転入前に引き渡しを受けた住宅も含む) ・住宅の引き渡しを受けた日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上𠵽岐市外に居住していた方 ・今後5年以上𠵽岐市に定住を誓約できる方 ・𠵽岐市の空き家バンクに登録されている売買及び賃貸物件のみ対象 (所有者が空き家改修費補助を受けて登録している場合は申請不可) ・賃借または取得し、居住の用に供するために改修及び放置されていた家財道具の撤去に係る経費が対象 ・申請時に公務員である者及びその同居する親族を除く ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方	☐ 𠵽岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 戸籍の附票 (世帯全員分の転入前市外に継続して3年以上住民基本台帳に記録があったことが確認できる書類) ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※転入後の世帯全員分 ☐ 工事請負契約書等(住宅改修等に要した経費を明らかにできる書類)の写し ☐ 賃貸契約書の写しまたは登記事項証明書 ☐ 改修前後の写真 ☐ 領収書またはこれに準ずる書類等(住宅改修等に要した経費の支払いが証明できる書類)の写し ☐ 誓約書 ☐ 𠵽岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書 ☐ 通帳の写し(口座番号が分かる部分)
	③移住費用支援	引越し費用の補助	20万円 以内	2/3		・転入日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上𠵽岐市外に居住していた方 ・今後5年以上𠵽岐市に定住を誓約できる方 ・市外から本市へ移住する際の荷物運搬料及び交通費が対象 (タクシー代、本市で給油した分の燃料費は対象外) ・引越しの手伝いをした方がいる場合は、手伝い1人分の交通費も対象 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・申請時に公務員である者及びその親族で転入前に同居していた者、同事業所間で転動してきた者は対象外 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方	☐ 𠵽岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 戸籍の附票 (世帯全員分の転入前市外に継続して3年以上住民基本台帳に記録があったことが確認できる書類) ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※転入後の世帯全員分 ☐ 領収書またはこれに準ずる書類等(移住する際に要した経費の支払いが証明できる書類)の写し ☐ 𠵽岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書 ☐ 誓約書 ☐ 通帳の写し(口座番号が分かる部分)
	④移住者賃貸住宅 家賃支援	家賃補助	月1万2千円 以内	3/10		・転入日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上𠵽岐市外に居住していた方 ・今後5年以上𠵽岐市に定住を誓約できる方 ・申請から1年間補助 ・𠵽岐市の空き家バンク以外の物件でも可 ・申請時に公務員である者及びその親族で転入前に同居していた者、同事業所間で転動してきた者以外 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方 ・住宅手当がある場合は、賃料から手当の額を差し引いた3/10が対象	☐ 𠵽岐市移住者賃貸住宅家賃補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 戸籍の附票 (世帯全員分の転入前市外に継続して3年以上住民基本台帳に記録があったことが確認できる書類) ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※転入後の世帯全員分 ☐ 賃貸借契約書の写し(当該賃貸住宅のもの) ☐ 住宅手当等の額が確認できる書類 ☐ 誓約書

施策	補助金名	事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件	必要書類
			(いずれか低い方の金額で1,000円未満の端数は切り捨て)				
U ター ン 促 進	①島外通勤・通学者 交通費助成	交通費助成	・毎日通勤・通学： 50万円/年以内 ・週通勤：20万円/年以内	—	市民 移住者	・苓岐市に住所を有し、島外へ船舶等の交通機関で通勤又は通学する者 ・1年以上継続して通勤・通学する見込みのない方は対象外 ・通勤手当を受けている場合は、通勤手当の額を差し引いた額が対象 ・国境離島島民割引カードを利用した人の移動のみの料金が対象 ・出張にかかる費用は対象外 ●区分 ・毎日通勤：週5日以上帰島する者 ・通学：島外の学校に通学しながら月2回以上帰島する者 ・週通勤：勤務日は単身で島外に滞在しながら月に2回以上帰島する者	☐ 島外通勤・通学者交通費助成金交付対象者認定申請書 ☐ 住民票(本人分のみ) ☐ 市税等の未納がない証明書(例：完納証明書、納税証明書等) ※学生の場合は不要 ☐ 国境離島島民割引カードの写し ☐ 在職または在学証明書 ☐ 通勤手当支給額証明書
	①空き家改修補助 (所有者向け)	空き家所有者の改修 補助	100万円 以内	1/2	空き家所有者	・苓岐市の空き家バンクに登録すること(登録予定のものでも可) ・補助金の交付決定後、工事に着手すること ・改修費及び家財道具処分費用の一部を補助 ・外構、車庫、倉庫等の改修工事に要する経費は対象外 ・申請者1人当たり1回及び空き家1戸当たり1回に限り可 ・補助金を受けた日から5年間は、移住者用の賃貸住宅として苓岐市の空き家バ ンクに登録すること ・申請年度の3月末日までに改修工事等が完了し、支払いを完了すること ・市内施工業者が行う工事であること ・建設業法の許可を受けた建設業者または、その他市が認める事業者に請け負 わせる工事であること	●事前申請(※着工の20日前までに下記書類を提出) ☐ 苓岐市空き家バンク活用促進事業補助金交付申請書 ☐ 事業計画書 ☐ 見積書の写し ☐ 工事前の写真 ☐ 改修工事を行う者が建設業法の許可を受けた者であることを証する書類 ☐ 登記事項証明書(申請日前3か月以内に交付された土地と建物両方分) ※未登記である場合は、公課証明書または課税資産明細書で可 ☐ 住民票(世帯全員分) ☐ 市税等の滞納が無い旨の証明書(例：完納証明書、納税証明書等) ※世帯全員分 ●実績報告(※工事終了後、速やかに下記書類を提出) ☐ 苓岐市空き家バンク活用促進事業実績報告書 ☐ 工事後の写真 ☐ 領収書の写し ☐ 請求書の写し(工事費用の内訳が明記されているもの) ☐ 苓岐市空き家バンク活用促進事業補助金交付請求書 ☐ 通帳の写し(口座番号が分かる部分)
	②中古住宅取得費 用	中古住宅取得(土地 の購入を含む)	100万円 以内	1/5	市民	・居住用住居を有しない市民に中古住宅取得費等を補助 (空き家バンク登録物件以外も可) ・過去に人の居住の用に供されていた築10年以上の物件 ・地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・住宅の引き渡しを受けた日から1年以内に申請 ・申請時に公務員である者及びその親族で同居している者以外	☐ 苓岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 売買契約書等(取得に係る経費を明らかにできる書類)の写し ☐ 領収書またはこれに準ずる書類等(取得に係る経費の支払いが証明できる書類)の写し ☐ 登記事項証明書または(建築基準法に基づく)検査済証の写し(取得した住宅と土地に係るもの) ☐ 市税等の滞納が無い旨の証明書(例：完納証明書、納税証明書等) ※世帯全員分 ☐ 誓約書 ☐ 苓岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書 ☐ 通帳の写し(口座番号が分かる部分)
定 住 促 進	③奨学資金償還補 助金	奨学資金の返済補助	10万円/年度 以内 (ただし、3年間の通算補 助上限額は30万円)	4月～翌年3 月までの償 還額の1/2	市民 移住者	・苓岐市の住民基本台帳に登録され、生活の拠点を置いていること ・就労していること(就労先の所在地は問わない) ・奨学資金を自ら償還していること ・償還者本人及びその世帯員に市税等の滞納がないこと ・苓岐市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと ・国家公務員又は地方公務員でないこと(会計年度任用職員は除く) ・苓岐市に5年以上定住することを誓約できること ・申請から3年間補助 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・下記①～④の奨学資金の償還を行っている方 ①苓岐市奨学資金 ②公益財団法人長崎県育英会 ③独立行政法人日本学生支援機構 ④その他自治体等から借入れを行ったもの	●事前申請 ☐ 苓岐市定住促進奨学資金償還補助金申請書 ☐ 誓約書 ☐ 奨学資金を貸与した機関が発行する奨学資金の貸与総額及び償還計画が分かる書類 ☐ 学校等を卒業又は退学したことを証明する書類 ☐ 就労証明書 ☐ 住民票(本人分のみ) ☐ 市税等の滞納が無い旨の証明書(例：完納証明書、納税証明書等) ※世帯全員分 ●実績報告(※申請年度の3月末に提出) ☐ 苓岐市定住促進奨学資金償還補助金実績報告書 ☐ 苓岐市定住促進奨学資金償還補助金交付請求書 ☐ 奨学金償還実績を証明できる書類 ☐ 通帳の写し(口座番号が分かる部分)

(補足) ・戸籍の附票…本籍地の役所で取得可能
・市税等の未納が無い証明書…前年度の市税等を納めていた地域の役所で取得可能